

制服検討委員会の設置及び制服改定等に係る要項

1. 設 置

「制服検討委員会」を加古川市立浜の宮中学校に設置する。

2. 委 員

学校運営協議会委員、尾上小・浜の宮小・若宮小・浜の宮中学校長、尾上小・浜の宮小・若宮小・浜の宮中学校 PTA 及び関係者を委員とし、オブザーバーとして民間業者等に意見を求めることができる。

[別表 1]

3. 委員長

浜の宮中学校長を委員長とし、委員会は委員長が必要に応じて招集し、議事を総理する。

4. 目 的

浜の宮中学校の学生服を改定する。(カバン含む)

5. 制服改定の時期

令和 6 年 4 月から新制服を導入する。(新 1 年生全員に加え、新 2, 3 年生の希望者)

6. 制服改定(新制服の導入)の理由

- ① 暑い夏でも寒い冬でも温度調整ができる機能的な制服を導入する。
- ② 多様性を認め、性差によらず、誰もが選ぶことのできる制服を導入する。
- ③ 浜の宮中学校がコミュニティ・スクールとなったのを踏まえ、めざす生徒像について、制服改定を通して地域と一緒に考えて考える機会をつくる。
- ④ 浜の宮中学校区や中学校の特長を、スタイルやデザイン、色で表現し、郷土愛や学校への愛着心を醸成する。
- ⑤ 制服の意義を知り、着用することで心の張りにつなげ、学校生活を充実させる。
- ⑥ 生徒会(2022)の公約「ポロシャツの導入」に応える。

7. 制服改定スケジュール

[別表 2]

8. 情報発信及び生徒の参画

- ・委員会の状況を、各学校ホームページや学校だより等で周知していく。
- ・学校行事等の機会にチラシや見本等を展示し、周知に努める。
- ・デザインの選定にあたって、生徒会の意見等も反映できるように努める。

9. その他

- ・事務局は浜の宮中学校内に置く。
- ・令和 6 年度からのカバン改定について、検討委員会での議題とすることができる。
- ・委員の年度代わりや特別な変更がある場合は、委員長が専決できる。
- ・委員会は特別なことが無ければ、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散する。

附則 本要項は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。